

多治見市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 7 年 2 月

多治見市通学路安全推進協議会

（目的）

1 多治見市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年度に、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名の通知を受け、同年7・8月に通学路の緊急合同点検を実施しました。続いて8月末には関係機関の連携による対策案検討会議を行い、危険箇所の対応策を講じる活動をしてまいりました。

この通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するため、「多治見市通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

（組織）

2 多治見市通学路安全推進協議会の設置

本プログラムを策定し具現化を図るため、以下をメンバーとする「多治見市通学路安全推進協議会」を設置します。

所 属	役 職
国土交通省 多治見砂防国道事務所	道路管理課代表
岐阜県多治見土木事務所	道路維持課代表
岐阜県多治見警察署	交通第一課代表
多治見市校長会	校長会代表
多治見市教頭会	教頭会代表
多治見市PTA連合会	小学校PTA代表
多治見市	道路河川課代表

これまでも学校関係者による安全指導、保護者・PTAによる安全点検、地域関係者による見守り、道路管理者・交通管理者による安全対策など、関係機関がそれぞれに対策を講じてきました。

「多治見市通学路安全推進協議会」は、各関係機関が連携し、児童生徒がより安全に通学できる通学路の確保のために、安全対策の実現を図ります。

（方針）

3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、平成24年度緊急合同点検による危険箇所の対応について、対策実施後の効果把握や対策の進行管理を行います。

以下の内容を繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 実施内容

①前年度末までの対応状況の把握（道路河川課・教育推進課）

通学路における危険箇所の対応について、前年度末までの対策状況のまとめを道路河川課、教育推進課で作成します。・・・4月

②各校による新たな危険箇所の抽出（学校→教育推進課、多治見市通学路安全推進協議会）

各学校は、①により危険箇所の対策について理解し、新たな危険箇所がある場合は、教育推進課へ報告を行います。・・・6月

新たに抽出された危険箇所については、道路河川課、教育推進課で合同点検を要する箇所か検討する。合同点検を要する箇所は、道路管理者、警察、教育委員会、教職員（自校区の点検）、保護者（自校区の点検）の参加により点検を行います。・・・7月

③対策の検討（多治見市通学路安全推進協議会）

危険箇所について、前年度までの対策の進行状況や危険度に応じて、対応の優先順位や期間（即時・中期・長期）、対策方法（ハード対策・ソフト対策）等を、各関係機関により明らかにし、共通理解するとともに意見交換を行います。・・・8月

④対策の実施・改善

具体的な実施にあたっては、対策が円滑に実施されるよう関係者間で連携を図ります。対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

(公表)

4 箇所図、箇所一覧の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策一覧表や対策箇所図等を作成し、ホームページ等で公表します。